

令和2年6月定例会

文教厚生委員会記録

開催日時	令和2年6月17日（水曜日） 午前10時00分から
場 所	全員協議会室
付託案件	議案第29号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 議案第30号 有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 議案第31号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 議案第33号 有田市介護保険条例の一部を改正する条例 議案第35号 有田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
出席者	
出席委員	上山寿示委員長・上野山善久副委員長 浜口元司委員・福永広次委員・堀川 明委員 中谷桂三委員・小西敬民委員 生駒三雄議長
当 局	
市民福祉部	宮崎三穂子市民福祉部長・馬倉三喜市民課長 桃井克博健康課長・若松伸行高齢介護課長 森川高行健康課主幹・上野山緑市民係長 福田典久介護保険係長
教育委員会	谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事
水道事務所	江川敦夫水道事務所長
市立病院	神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長
議会事務局	田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○上山委員長： 開会挨拶

○馬倉課長： 議案第 29 号
有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○中谷委員： 個人番号通知カードの再交付がなくなるので、通知カードを紛失している人はどのようにして確認するのですか。

○馬倉課長： この個人番号を知る方法としましては、個人番号が記載された住民票を取得していただくか、マイナンバーカードの申請をしていただくこととなります。

○中谷委員： これは公布の日からということですが、法改正はいつですか。

○馬倉課長： 法改正は 5 月 25 日に施行されています。施行により再交付は行えないということで、今回個人番号通知カードの再交付に係る手数料の徴収に関する記載を別表 2 から削除させていただきたいということであります。

○中谷委員： この件についてどのように市民に周知しますか。

○馬倉課長： 市のホームページで 5 月 25 日から、個人番号通知カードの再交付は行えない旨の周知を行っております。

○中谷委員： ホームページだけでは不十分だと思うので、例えば広報誌などでの通知を希望しますが、その考えはありますか。

○馬倉課長： 広報ありだ等で周知をさせていただきます。

○中谷委員： 了解です。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○桃井課長： 議案第 30 号
有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

- 小西委員： 有田市において、今現在、新型コロナウイルスに感染した患者がいなくてもいい状況で、国保で初めて傷病手当金の給付が実現すると思いますが、今回は条例の制定のみと考えておけばよろしいか。
- 桃井課長： 今回に關しましては、新型コロナウイルス感染症に感染した方等に対して傷病手当金を給付する規定でございます。
- 小西委員： 了解しました。
- 上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 桃井課長： 議案第 31 号
有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明

- 上山委員長： 質疑を認めます。
ご質疑ありませんか。
- 中谷委員： 減免ということは、完全に免除ということでもいいですか。これに該当しなくて、全国的に納税期間を猶予するということは理解していますが、市民からはかなり厳しい状況で、固定資産税や国保税の納税通知が来て、10万円の給付を受けても何ともならないという声も聞きますので、それについての説明をお願いします。
- 桃井課長： 委員仰せのとおり、納期限の猶予もありますが、この減免の条例に關しましては、前年の所得によりまして、全部減免でありますとか、10分の2から10分の8までの減免区分が決まっておりますので、個々によって減免金額が変わってきます。
- 中谷委員： 納期猶予に係る規定はありますか。
- 桃井課長： 1年以内の猶予規定があります。
- 中谷委員： 了解です。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 若松課長： 議案第 33 号
有田市介護保険条例の一部を改正する条例の説明

- 上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

- 中谷委員： 減免の状況は先ほどの国保と同じですが、納期限についても猶予の規定はありますか。
- 若松課長： 6か月以内の規定があります。
- 中谷委員： 了解です。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 桃井課長： 議案第35号
有田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
説明

- 上山委員長： 質疑を認めます。
ご質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前10時19分